

議事日程(第4号)

平成21年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第4 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第7号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第23 議案第72号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議員派遣の件について
日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
日程第2 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について
日程第3 議案第63号 財産の無償譲渡について
日程第4 議案第64号 財産の無償譲渡について
日程第5 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
日程第6 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第7 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
日程第8 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
日程第9 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
日程第10 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
日程第11 認定第7号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
日程第12 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
日程第13 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
日程第14 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第16 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
日程第17 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
日程第23 議案第72号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第24 議員派遣の件について

日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1 番 緒方 直樹君	2 番 黒木 正建君
3 番 池田 堯君	5 番 水町 茂君
6 番 大庭 隆昭君	7 番 柏木 忠典君
8 番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 正崎 博君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 芥田 秀則君
教育総務課長 …………… 永友 吉人君	社会教育課長 …………… 東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。昨日、議長室において議会運営委員会を開きましたので、その結果を御報告いたします。

今期第3回定例会に付議されました案件は平成20年度決算認定9件、条例の一部改正が4件、保育園の無償譲渡2件、平成21年度補正予算6件の計21件については、各常任委員会、特別委員会にて審査を終えたところでございます。

昨日には、下水道の事務ミスによる使用料の請求漏れにかかる町長と副町長の処分に関する案件と、任期を迎える人権擁護委員の再推薦にかかる案件1件の2件が追加される説明がございました。議会運営委員会では日程に追加することを委員全員一致で認めましたので、御報告をいたしたいと思っております。下水道の問題については、既に議員協議会でしっかりと議員の考えは述べてあり、特に意見がなかったことをつけて御報告をしたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、2件を追加提案し、お手元にお配りをしましたとおり議事を進めたいと思っております。

日程に入る前に、発言の訂正をいたしたいと思っております。昨日の一般質問、矢野友子議員の質問に対する発言訂正が申し出が出ておりますので、許可をしたいと思います。健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 昨日の矢野議員の新型インフルエンザ対策についての一般質問のうち、発言者席から新型インフルエンザワクチン接種の優先順位、それからワクチンの供給量の御質問がございましたが、その中で、第2優先順位に含まれます高齢者の関係ですけれども、「65歳以上の高齢者につきましては」というお答えをいたしました。が、「65歳以上の基礎疾患のない高齢者」に訂正をお願いしたいと思います。

それから、ワクチンの供給量のところでございますが、「65歳以上の持病のない高齢者が約5,400名となっております」というお答えをいたしましたけれども、これを「65歳以上の基礎疾患のない高齢者については、現状では把握が不可能でございます」に訂正をさせていただきたいと思っております。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第62号

日程第3. 議案第63号

日程第4. 議案第64号

日程第5. 議案第66号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第5、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めたいと思っております。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） おはようございます。

平成21年第3回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は認定第1号中関係部分、議案第63号、議案第64号、議案第66号中関係部分の4件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、9月11日、14日、15日、16日に第1委員会室において総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案に対する説明を求め、慎重に審査を行いました。

認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についての関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

税務課関係、委員より滞納処分差し押さえのインターネット競売についての質疑があり、20年度は115件の競売を行っており、全国的に各自治体による競売は拡大しているとの答弁でした。また、徴収業務の努力についての質疑に対し、窓口相談での接触増や、滞納整理システム活用による督促増などの業務のほか、年末、年度末の徴収強化月間を設定し、夜間催促や調査を徹底して、徴収強化の努力をしているとの答弁でありました。

町民生活課関係、ごみの減量化を呼び掛け、5.24%の減量を行ったが、ごみ収集運搬委託等に5,178万7,000円もかかったとの説明に、委員より、資源ごみ等の売却代はどのように処理されているかとの質疑があり、西都児湯環境整備事務組合にて、搬入量の按分で負担金に充当されるとの答弁でした。

産業振興課関係、オイスカ宮崎県推進協議会の負担金2万5,000円との説明に、町民がその事業に協力している実績があるのかとの質疑に、20年度はないが過去フィリピンの植樹作業に町民が参加した例はあるとの答弁でした。

社会教育課関係、郷土の名木消毒委託として、22万9,075円の歳出で、20年度は30本の消毒を行ったとの説明に、名木の消毒だけで枝切りなどはないのかと委員の質疑があり、名木の指定という本来の業務に戻るべきとの事務事業評価委員会の方向づけもあり、消毒委託は20年度で終了するとの答弁でありました。また、その通知に対する継続要望は出ていないとのことで、現状維持の名木指定という方向性で行っていくとの答弁でありました。

上下水道関係、合併浄化槽50基の設置に対する補助事業との説明があり、委員より合併浄化槽の設置目標というものはあるのかとの質疑に、5カ年の事業計画として設置目標はクリアしているが、高鍋町の生活排水処理率は県内でも悪いほうであり、その原因として、トイレ浄化槽設置が多く、生活排水分の処理がなされていないためとの答弁でありました。下水道事業の今後の推移によっては、合併浄化槽補助事業は継続が望ましいとの答弁でした。

会計課関係、会計管理費の需用費中、領収書印鑑7万円の説明を受け、委員より、どのような印鑑かとの質疑があり、各課まちまちだった領収書を統一、また各課の印鑑を統一

し、25個の印鑑代であるとの答弁でありました。

総務課、選管委員会関係、委員より、消防団員の確保のため女性団員は考えられないかとの質疑があり、現在は団員OBの方を数名お願いしている地区もあり、その方向で考えていくとの答弁でありました。選挙費用の海区事業調整委員選挙について、委員より、詳細な説明の要望があり、県内の海水面に接している11地区市町村の選挙区より、選挙による委員9名を選出し、ほか知事選任による委員6名による委員会構成であり、平成20年8月15日から、平成24年8月14日までの任期4年の選挙費用であるとの答弁でありました。

議会事務局関係、委託料の前年比10万円増加との説明に、委員より、その原因についての質疑があり、臨時議会等もあり会議録の編集量が増えたことが原因との答弁でした。

健康福祉課関係、南九州大学みどりの会による高齢者単身者の樹木手入れ10名依頼による3万円の歳出との説明を受け、委員より、大学移転のため依頼はいつまでできるものかとの質疑があり、来年度くらいまでではないだろうかと考えているとの答弁でした。

政策推進課関係、西都行き3路線等補助金及び町内巡回バス運行委託1,881万3,000円の説明を受け、委員より、新たな廃止路線への危惧の対応の質疑がなされ、路線の必要性、効率性、妥当性等について、関係市町村と協議を重ねるとの答弁でした。

南九州大学跡地利用及び企業誘致等の引き合いはとの委員の質疑に、具体的な誘致話はない、平成24年までに5件の誘致目標等の企業誘致構想を作成、事業の展開を目指すとの答弁でありました。また、委員より、キャンプ誘致についてもっと多く誘致できないものかとの質疑に、時期のこともあり、3チームが限度と思われる、また、雨天練習場のないことなど問題点もある、野球以外のスポーツ誘致もできないものかと考えているとの答弁でありました。

ホームページと広報たかなべの広告料の説明を受け、委員より公用車に広告は考えられないかとの質疑があり、考えてはいるがいろいろ問題点があるとの答弁でありました。

以上、関係部分の審査、質疑を終わり、討論はなく、採決に入り委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

議案第63号財産の無償譲渡について、議案第64号財産の無償譲渡について、物件の違いはあるが、一括して説明があり、土地の貸与は3年間の無償後、4年目以降は有償による賃貸借契約との説明に、委員より、4年目以降の有償貸付料の算定についての質疑があり、基本的な考えとして固定資産税相当額を貸付料とするが、減額貸付できる公益目的事業の用に供するとし、4割の減額貸付をするとの答弁でありました。委員より、保育士の処遇についての質疑があり、22名の保育士については、本人の希望による一般職への配置換えもあるが、臨時職員については、子供たちとの慣れから、できれば雇用を続けてほしいとお願いをしたいとの答弁でありました。委員より、民営化の反対は保護者にはなかったのかとの質疑があり、平成20年7月の第1回説明から、5回ほどの説明会を開き、納得していただいた。保育料の算定に変化はないということも理解していただけたとの答

弁でありました。

審査質疑を終わり、討論はなく、採決により委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）の関係部分について、町民生活課関係、10月より有料化となる粗大ごみの処理手数料及び管理運搬委託料算定の説明を受け、委員より、委託業者との契約は確定したのかとの質疑に、契約は済んでいないとの答弁でありました。

総務課関係、消費者行政活性化基金事業補助金による事業として、消費者相談の向上を図るとの説明に、委員より、現在行っているくらしのアドバイザーや消費者相談との違いは何なのかとの質疑があり、研修などによるアドバイザーの資質向上や、キャンペーンによる啓発業務推進強化、そして、消費者相談室を設置し、消費者行政を、より推進しようとするものであるとの答弁でありました。

地域環境保全対策費等補助金によるグリーンニューディール事業はどのようなものなのかとの委員の質疑に、地球温暖化対策として、庁舎空調システム改修、太陽光発電装置の設置計画により、使用電力量削減と大幅なCO₂削減を図られるとする計画との答弁でした。

職員駐車場の駐車料は、施設協力金として180万円の計上で、157名職員分であるとの説明に、委員より、支払いのない職員もいるのかとの質疑があり、強制の取立てではなくあくまで協力金ということでの納入であるとの答弁でした。

政策推進課関係、宝くじ助成金140万円で、前三重県知事の北川正恭氏を講師に、11月25日にシンポジウムを開催するとの説明に、委員より、協働のまちづくりをテーマとするなら、町内を実際に見てもらって的確なアドバイスをもらうべきではないのかとの質疑があり、そのように計画したいとの答弁でありました。

審査、質疑を終わり、討論はなく、採決により委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、関係部分に対して質疑をおこないます。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほど報告のなかで、5.4%のごみの減量が図られたという報告がございました。これによって、例えば、負担金等の減額の成果というのはどのくらいあったのかということの報告はなかったように思いますけれども、どのぐらいの減額が図られたのか説明を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） そこまでの計算っていうか、金額算定は、

質疑はありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 逃げたらいけません。委員長はそういうことをしっかりと把握していかないと、せっかく5.4%のごみの原料が図られたにしても、金額的にしっかりとした成果が見えなければ、住民はごみ減量に対する啓発活動などはうまくいかないということは、よくおわかりになってらっしゃると思うんです。そこのところをしっかりと聞いておかないと、委員会での審査というのは必要ない。細かいことまで総括質疑で聞けないから、委員会に委ねているわけですから、そこまでの審査はしておりませんと言われてしまえば、当然私たちはそれ以上引き下がらざるを得ない。だけど、そういう状況であれば住民に対して本当に申し訳ない。せっかくごみの減量をしたという報告があったのですから、その成果がどうだったのか。じゃあ、負担金補助、負担金などでクリーンセンターやらエコクリーンセンターなどに、やっぱり支払っていく金額が、やっぱりどれぐらい減額できたのかっていうのは、住民の目にしっかりと、目と耳にしっかりとアピールしていかないと、減量された皆さんたちが、減量に協力をされた皆さんが、やる気がなくなってしまおうと思うんですね。だから、そういうことをしっかりとやっぱり審査の中でしていかないと、私は非常に困ると思うんですが、そのことについては、ひょっとしたら報告がなされているのかもしれないので、そこをできれば答えていただきたいなと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 本当にそのとおりだと思います。私たちもいくらの金額が削除されたのかというのを報告を受けておりませんでしたし、質疑もございませんでした。申し訳ございません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 執行部に聞いてみてくださいよ。してないかどうか、してるかどうか。もう一度聞いてみて、休憩をとってでもしてみてください。多分ね、もし執行部がしてるとしたら、執行部に対して失礼ですよ。してないとしたらそれでいいけれども、してるとしたら執行部が、いや、ちゃんと言ったつもりなんですけど、というふうに言われるかもしれないから、執行部に聞いてから答弁してくださいよ。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 休憩をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 一時、暫時休憩をいたします。

午前10時21分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） お答えいたします。

確かに、ごみの減量、量としてはすぐわかるんだそうですけれども、金額については

20年分は22年度の算定になるそうですので、もちろん課のほうからの説明も、そういう説明も私たちは詳しくは聞きませんでしたけれども、そういう説明もございませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第63号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 委員長の報告におきましては、私が総括で質疑しました一般廃棄物処分場の件に関しまして報告がなされませんでした。私が、総括は3本しか質問できませんので、できなかったんですが、所管課長の流用範囲である10万円、それを担当課長が50万円の決裁権を持っておるから決裁したということに関して、審査をされたんですか。伺います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 今回の付託されました認定とか、議案の質疑、その補正のものには、それは出てまいりませんでしたので、私たちの委員会では審査はしておりません。（「一般廃棄物最終処分場の所管は総務環境常任委員会でしょう」と呼ぶ者あり）補正で、検査料は出ますか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 総括質疑で出されました検査料の流用問題については、補正の中のこの工事請負費の中の部分ではないと認識しておりましたけども、違うんでしょうか。（「いや、私は、工事費の中に入っておるのかということにおいて質疑をし、入ってないということであらう、流用をしたのかしてないのかという問題に対して審査をされたのかということをお聞きしたわけですから」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 質問者はボタンを押してから質問をお願いします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 補正の予算の説明の中ではその審査料は入

っていないということで私たちはそれ以上の審議はしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 先ほど、中村議員が20年度決算認定の議案に対して委員長に苦言を呈されましたけども、まさにその如くでありそうな気がすつとですよ、私は。それで、この修繕費で15万円上がっておりますが、これはいかなるものに使ったのか審査されたんですか。

それと、この埋め戻し工事費用270何万円、これに関して、妥当であるか否かの審査はされたんですか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 修繕費については、最終処分場のろ過装置の機械の修繕でした。それから、埋め戻し工事費については、一応現場を調査いたしまして、私たちがその270万円が妥当かどうかというのは専門外ですけれども、その工事費が必要であるというのは確認いたしました。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 工事費の270数万円という段階、まあいわば見積もり等の書類等も見ることがない、まあ審査しなかったということですね。当然、積算の段階において見積もり等が上がっておるはずですが、そういう関係書類等の審査はしなかったんですか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） はい、しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほども申しあげましたけれども、できるだけ委員会の審査というのは、資料請求したりしながらしっかりと行っていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

私は1点ですね。消費者相談に関しては、消費者庁の設立に伴い全国で今度は5県でしか運用ができなかったんですけれども、ホットラインを含めて専門的な内容も多くあると伺っておりますけれども、現在の消費者アドバイザーでこの問題が対応できるのかどうか。1本化されてどうなのかというところをしっかりと審査の中で行われてきたと思うんですけど、当然委員長もそういう消費者のアドバイザーまではなってないけれども、そういった方々を排出してる団体の副をしていらっしゃると思いますので、そういうことを専門的にしっかりと学んでこられた委員長のおられるところだから、特にこの問題については認識を深くしてしっかりと議論をされたと私は確信をしておりますけれども、どういうふうな議論がなされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 委員の質疑の中で、現在3名いらっしゃる暮らしのアドバイザーの方が、現在も活動してらっしゃると思うんだけど、また改めての3名暮らしのアドバイザーの増加でしょうかという質疑はございました。それに対しては、いまの3名のアドバイザーの方の資質向上に図る経費をかけているということでした。それと、その現在の消費者相談との違いは報告の中で言ったとおりですが、いま現在消費者相談室というところはないんだそうです。それで、今度改めて総務課のそばに独立した消費者相談室というのを設けて消費者相談によりの確な相談ごとが詳しくできるようにする事業だというような説明を受けました。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 何かその問題をもう少しどういった審査をなされたのかということを知りたいわけですね。例えば、高鍋町の住民の方々は、今まで消費アドバイスを受けるにしても、どこに相談していいかわからない。そして、今度は消費者庁ができることになった1番大きな原因っていうのも、いろんな相談があるけれども、企業に相談する、そして消費者生活相談という形でやっている、こういう2本立て、3本立てのいまのあり方っていうのを1本化しようというのが1番大きな狙いだったと思うんですね。だから、それを例えば高鍋町の窓口を設置するとしたら、どのへんまでの消費者相談に応じることができる体制、いわゆる人員配置をどこまでしていくのかということも含めた形でしっかりと審査をしていく必要があると私は考えておりましたので、どういった形でそういった部署を設け、そこに勤務すると考えている、いわゆる構想を練ってらっしゃる内容としては、商品に対してのアドバイス、要するに苦情処理ですね、それとか、例えばオレオレ詐欺とか、そんなものに振り込み詐欺などに見受けられるようなものとか、いろんなところがあると思うんですね。だから、商品でいえば今まで企業に直接言えばよかったものを、1本にしていくということが1番大きな狙いだとは私は思っておりますので、そういう意味で、今度設置される、今答弁がありましたけれども、今の答弁の中でもう少し足りないなと思うのは、具体的にどういったものに対処できるような内容として設置されるのかどうか、その辺をどういった審査をされたのかということをお伺いしたいんです。そこまで、ちょっとできれば教えて、答弁をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 先ほども言いましたけれども、そのアドバイザーの増員かという質疑はいたしました。で、もうそれは増員ではなく、また相談室を設置されても、常時そのアドバイザーの方たちが常時詰めていらっしゃるのかという質疑もありましたけれども、それは常時は詰めていない、アドバイザーの方がいらっしゃらないときには担当職員が対応するという答弁はありました。また、キャンペーンによる啓発事業の推進強化ということで、広報等も今まで以上に皆さんにチラシなどが配布できるというような答弁はいただいております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました認定第1号と議案第66号中につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は9月11、14、15、16日の4日間であります。第3委員会室にて、審査は産業建設常任委員全員であります。

関係課長、農業委員会局長、職員の出席を求め審査を行いました。なお、現地調査は持田団地で建設中の現場を調査しました。

まず、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、上下水道課より歳出として都市下水路管理費は工事請負費しゅんせつ工事で約900メートルとのことです。公共下水道費繰出金1億6,302万7,000円であります。

委員からの質疑で、都市下水路の整備は完了しているのかに対し、都市下水路の整備は完了しており、現在はしゅんせつの維持管理作業だけを行っています、ただし、現在の公共下水道認可区域を見直し、拡大をしていけば、上江排水路を公共下水道事業の中で断面の改修を行う必要が出てきます。場所はどこかに対し、小丸出口の道路改良した道路の北側の宅地と水田との間にある排水の整備を行う計画であります。

委員より、公共下水道の区域拡大については、現在の財政状況から見ても非常に※激しいものがあると思う、慎重に検討してほしいとのことでした。

次に、補正予算（第3号）歳出として、繰出金として公共下水道費特別会計繰出金851万1,000円の減額となります。

次に、農業委員会関係ですが、決算のみで、歳入の主なものといたしまして、使用料及び手数料の中の農業手数料としての登記事務手数料、県支出金の中の農業費補助金としての農業委員会等交付金、諸収入の中の農業費受託事業収入としての農業者年金業務委託金等であります。

歳出の主なものといたしまして、農林水産業費、農業委員会費の中の交付金事業費、農業者年金受託事業費、事務局費、認定農業者利用調整推進事業費、農地保全合理化事業費等であります。

負担金補助及び交付金といたしまして、宮崎県農業会議負担金、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会負担金、高鍋町農業者年金受給者協議会補助金等であります。

高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会につきましては、予定していたイベントが相手側の都合により中止となったため、カップルの誕生はならなかったということです。委員より、町内や周辺ばかりではなく、県外からも花嫁候補者を募集したらどうかに対し、今年

※後段に訂正あり

度は全国からの募集を予定しているとの答弁がありました。また、現在認定農業者は何人かに対し、130名との答弁がありました。

次に、農業者年金の状況についての質問があり、現在の受給者は216名で、年々死亡により減少しているとのことでした。

次に、政策推進課は商工総務課の総務費の中で、学園都市推進協議会負担金10万円を補助する、内容は、南九州大農業大学校及び地域の教育機関への協力です。委員より、繰越金が多く、現時点では事業の成果が認められないと判断せざるを得ない、今後の負担金支出について十分検討するように指摘を行いました。

次に、産業振興課より、歳入の主なものは、分担金として県単調査計画事業鬼ヶ久保地区事業計画書作成は、川南町より納入されたものです。

次に、農村振興総合整備事業費補助金、むらづくり交付金、強い農業づくり交付金、関係事業交付金、次に、県単調査計画事業費補助金、尾鈴地区土地改良事業鬼ヶ久保地区は県の補助で2分の1、450万6,000円です。

次に、原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金利子補給補助金450万6,000円が計上されております。

次に、歳出として主なものとして、1みやざき茶プロジェクト2000事業費補助金、高鍋町施設園芸省エネ対策緊急支援事業補助金、強い農業づくり交付金関係事業補助金です。

次に、畑地帯総合整備事業鬼ヶ久保地区調査計画書作成業務委託901万2,000円、県が450万6,000円、町が450万6,000円です。

次に、工事請負費、四季彩のむら遊歩道工事、外8件です。

次に、商工業振興対策補助金180万円で、商工会議所の補助金であります。

次に、スタンプカードイベント補助金218万7,000円になります。

次に、中小企業相談所事業補助金395万1,000円であります。

次に、高鍋町観光協会補助金545万5,000円、高鍋城灯籠まつり補助金288万円あります。

平成21年度一般会計補正予算の歳入として、マリンスポーツ環境整備事業補助金50万円、宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金150万円、商工費、城下町高鍋まちなか活性化事業補助金300万円です。県が2分の1補助しております。

質疑に入り、キャンプ場入口の杭を外し、勝手に入っている人がいる。通路の近く、グラウンドゴルフ場にテントを張っていた。遊泳禁止になっていたとき、子供が泳いでいたが上げさせなかった。監視員が注意しないで無法地帯のようにになっている等、監視員の監視態度の悪さを指摘され、対応について質問がありました。それに対し、委託をしている警備会社に厳重に通告するとの答弁でした。

次に、一ツ瀬川地区基盤水利施設管理事業設計費等委託に関する負担金50万9,000円について、算出の根拠はどうなっているのかに対し、均等割及び1市3町の受益面積割で

算出されているとのこと。

次に、まちなか再生事業の概要はに対し、今回の事業は商店街を根本的に考え、空き店舗を利用しての集客を図り、今までにない手法で人集めるとのことでした。

次に、農業高校とのタイアップを図るとよい、アドバイザーなど専門的な目で見てもらおうとよいということに対し、今回の事業で無料で地域アドバイザー派遣制度がある。それを利用する予定との答弁でした。

次に、都市建設課より歳入として主なもので、商工施設使用料、高鍋駅前駐輪駐車場の使用料637万円。

次に、住宅使用料、公営住宅の使用料及び駐車場使用料、次に、道路橋梁費補助金、次に、再編交付金、上地頭用線道路改良工事。

歳入の主なもので、自動車等駐車場管理費734万円。

質疑として委員より、駐車場の管理をプラマイにできるように工夫してみてもどうかということ、工夫するということをおっしゃっています。

次に、道路維持費666万円、委員より、もっと道路補修をやってくれとのこと、その要望であります。

次に、公共土木施設災害復旧費補助災害工事請負費、坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事、外3本です。

次に、単独災害復旧費、工事請負費770万円、羽根田（1）災害復旧工事、外4件です。

次に、21年度補正予算委託料、高鍋町が管理する今後老朽化する橋梁の対応について、長寿命化修繕計画を策定するための橋梁の点検業務を委託するものです。

その後、採決に入り、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の関係部分を審査し、賛成多数で認定すべきものと決しました。

平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）の関係部分を審査し、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） ちょっと訂正いたします。

都市下水路の現在の状況、財政状況から見ても非常に「厳しい」と言うところを「激しい」ということ言ったそうです。済みませんでした。

それと只今、産業建設委員会報告におきまして、20年度決算、21年度補正予算（第

3号)、本来ならば、議案ごとに報告すべきところをあわせて報告いたしました。今後そのようなことがないように注意します。よろしく願いいたします。

○議長(後藤 隆夫) それでは、まず、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番(池田 堯君) 委員長報告の中で、私は総括質疑で、尾鈴畑かん事業について質疑したんですね。委員長報告聞いておったら、尾鈴畑かんに関して何も質疑がなかった報告ですよ。非常に、本来ならですね、総括質疑された部分に関しては、私もこの本会議場で慎重審査をお願いしますと言いましたですよ。質疑がない状態での審査というもの、いかがなもんかと思えますね。

そこで、委員長の報告の中で、尾鈴畑かん事業の鬼ヶ久保工区の事業計画書作成について、委員長は、歳入に関しては県単事業で2分の1補助で、持ち出しが2分の1と。

(「はい」と呼ぶ者あり)それで、支出のほうは、ここあるんですけど、尾鈴畑地帯総合整備事業に基づいて事業計画書の作成をしたと言われたですね。これは言われんと言うのなら、テープ起こせばいいことやからですね、すぐわかります。これは事業自体が私は違うと思うんですよ。どういうことになっちゃったんですか。

○議長(後藤 隆夫) 委員長。——暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 宮崎県単独土地改良事業で事業を実施しております。(「そういう答弁ですか」と呼ぶ者あり)単独事業で、改良事業で行いました。

(「歳出と歳入の事業が違うが」と呼ぶ者あり)歳出と歳入。

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 歳入については、県単調査計画事業費補助金となっているが、歳出においては、将来の事業、執行予定したい事業名をつけて業務名を設定したという報告を受けました。

○議長(後藤 隆夫) 3番、池田堯議員。

○3番(池田 堯君) 私は総括のときですね、今回の鬼ヶ久保工区の事業計画書作成委

託に関して、法的根拠は何かと問うたわけですね。町長が答弁され、土地改良事業法と言われて、私は土地改良法はわかっていると、何条かと問うたことは、当然、委員長初め委員会の皆さんには委員長から呼ばれたときに申し上げましたですね。そこで今の答弁からしてですね、予算書にあるのは間違いと、早く言えばですね。そういう見解ですので、それであれば、先ほど申し上げたこの事業計画書作成は、町長の答弁からして、私は土地改良事業法にのっとりた土地改良事業費であると思っておりますが、その点に対して審査をしてくださいということを経理長に申し述べましたが、その結果どうなったんですか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 町長発言との相違点はということで、本事業の成果は大きな名目での尾鈴土地改良事業県営畑地帯総合整備事業鬼ヶ久保工区内の3条資格者への理解等推進に資するものとする。また、本事業そのものについては、宮崎県単独土地改良事業により実施されており、土地改良法の適用を受けるものではないため、法に違反することではなく正当であり、町長と産業振興課の発言についての相違点はないと考えられます。（「議長、今、聞いておられたごつですよ。申しわけないけどんが、町長は土地改良法にのっとりたと言われて、担当課長は土地改良法にはのっとりたということを聞いてちょっとやから。どう審査されたとか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時28分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 委員会に報告を受けましたので、それを了解いたしました。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今の委員長の答弁からすると、担当課長、述べられるほうが委員会としては正当ということで受けられたわけですね。町長の土地改良法にのっとりたということは否定されたわけですね。それはそれでいいですわ。また後日の問題ですから。

それで、この鬼ヶ久保工区の事業計画書なるものですね、これの決算ででき上がっているからですね、内容を見られ審査されましたか。これ最後じゃから。

もし、してないとすればですね、要するに疑いのあるものに関して、それを見もせず、調べもせず、委員会の結論を出したということになると思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

.....

午前11時38分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 池田議員からいただいた県営土地改良事業開始手続き項の中で、85の1条から87条の1条とか、いろいろお話があったんですけど、その中で85条の1条以前の話っていうことを皆さんと協議して、そのような経過になりました。（発言する者あり）事業計画書は……（「説明を受けたんやろ。計画書を見てないんやろ。説明を受けただけやろ」と呼ぶ者あり）報告書の中身までは見ておりません。審査しておりません。（「報告書じゃねえが事業計画書やが」と呼ぶ者あり）はい。（「事業計画書」と呼ぶ者あり）事業計画書ですね。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 商工費の中ですね、そこで総括質疑も行ったんですけども、まちなか活性化事業について、私の総括質疑では、何らの方策、政策、計画も示されなかったと思うんですね。委員会ではどんな計画書を見られ、審査をどのように行ってこられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時42分休憩

.....

午前11時43分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） この中で予算が300万円、県単事業、3年間事業ですね。その中でソフト事業各県補助、県の補助金がですね、1の補助金、まちなかですね。県の補助が150万円、ソフト事業ですね。その後、ハード事業が300万円、委員から、只今、この中に執行部から説明を受けた審査の中で、21年度立花商店街振興会が23名、本町一番街商店街が22名、中町商店街が7名、その他が40名、それで92名ですね。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今のは答弁じゃないんです。（「ありません」と呼ぶ者あり）私、発言者席からも、自席からですね、ボタンを押してするのは控えようかなと思ったんですけど、答弁がしっかりになってないから、もう一度言いますね。もう一度、おなじこと言いますから、済みませんが。さっき集まったのは何でか集まったのかな。ほかの委員もわかつちょらんちやな、そしたら。

まちなか活性化事業について、私の総括質疑では何らの方策を示されませんでした。委員会ではどんな計画書をとられ、審査をされてきたのか、お伺いしますという内容です。おなじこと二度言うちゅうのはほんとに大変なんですけれども、それ以外にも言った記憶があるんですが。要するにね、計画書をしっかりと見られ、計画書もなしにですよ、県のほうがまちなか活性化事業の予算を半分補助した。半分補助したのはわかるんですよ、予算書見れば。150万円と150万円じゃから、半分ずっちゃなあとというのは、よっぽど計算ができません人なら無理ですけど、大体の人は半分と思うんじゃないでしょうかね。2分の1補助が出ちょっちゃなあとというふうに。ほとんど、ここにいらっしゃる方はわかってると思うんですけども、そういう計画、お金を使うということは、計画書があって、それに基づいて、どんなまちなかの活性化事業をしていくのかと。例えば、暗いから電気をつけるための費用ですとか。昔ありましたよね、県のほうから出た補助事業の中で、あそこが町の駅をつくるための、これ基本的なことにもなったんですけども、やっぱり花を植えていくとか、そういうことをね、景観行政団体としての届けをしていただきたいということもあって、県のほうから300万円来た。前、そういう経過もありますよね。だから商店街を活性化していくために、これから、これから考えますという計画なのか。もう、こういうふうに考えたから、お金をくださいといった計画書なのか、それこそ、どっちなのかということを知りたいわけですよ。でも、普通はですね、普通は、町とか県とかの事業のお金をもらうときに、何の計画書もなしに、だまってお金はくれないというふうに思うんですね。そんな人、お金くれるんだったら、私も今度から国とか県とかにそういう事業ないかと言ってですね、後で使い方考えるから、お金くれというふうにして言いますよ。でも、普通それはない。大概、計画書を出して、それに見合う計画が、例えばですね、だから、私が総括質疑で聞いたと思うんです。これについて、いわゆる受益者の負担があるのかどうかというのは聞いたと思うんですね。2分の1ずつの事業ではあっても、例えば、まちなか活性化事業で何か事業をしたいときに、どうしても300万円じゃ足りないといったときに、これ先ほど委員長報告されましたよね、3カ年の事業計画の中で、じゃ、それが全部保管されていくのか、それが全部渡るのかどうかというのは、これはやってみないとわからない部分というのがありますけれども、でも少なくともね、この300万円で将来的にはどういった事業を展開していくのかという目標がなければ出せないお金だと思うんですね。だから、高鍋町もそれに従ってお金を出してははずだから、何の計画もなしに、町長が商店街の出身であるから、じゃあ出せと言って言われたのか。そんなことはないと思いますよ。やはり計画書がなければ、町長も出せないと思いますし、やみくもに出していくお金ではないということ、私はね、理解してるかどうかの問題だろうと思います。

先ほど委員が全員集まりましたけれども、委員長の答弁がああいうことであるから、結局、委員全員がそういうことも全然わかってないんだなということがわかりました。だけど、答えてください。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 高鍋町まちなか商業活性化協議会は、事業終了後も自立運営できる体制を確立することで、より弾力的で継続的なまちづくりへの運営を目指していますという計画書です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議長、もう副委員長が、まだ言ってるから、私、その後に質疑したい。

○議長（後藤 隆夫） はい。はい、続けて。

○13番（中村 末子君） 3回目しかないから。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 本事業はソフト事業であり、城下町高鍋まちなか商店街の活性化を図り、新しいにぎわいを創出する、仕組みを構築する、ことが目的であり、本年度は初年度であり、具体的な実行、施策等は協議する予定で
経緯です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 具体的な計画概要も示されず、やはり、まちなか活性化事業、やはりね、商店街の皆さん、言われますよ。これが最後のチャンスというふうに言われてるんですよ。具体的にどんなアイデアがあるのか、煮詰めもしないで、こういう計画が出されてきたのかっていうことを聞いているわけですよ。お金が出てから考えるのか、お金が出る前にしっかり考えて、出されたお金をしっかりと有効活用する方向で、総合的な計画は一体どれぐらいになるのか。まだ、わからないじゃね、なかなかお金って出せないでしょ。そういうもんじゃないでしょ、予算っていうのは。皆さんの大切な税金ですよ。まちなか活性化事業で、高鍋町全体がどういうふうに変化していくのか。また、活性化事業の計画に参加した人たちはどんな意見があったのか。どのようにしていけば、まちなかが再生できるのか。活性化できるのか。話し合った内容でもいいから、しっかりと報告していただきたかったなと思うんです。そうでないと、予算を出していく。あのね、たかだか150万円と思ってもらったら困るんですよ。150万円の税金を収納するのに、税務課職員がどっだけ大変な思いをしてるか。職員が1人1人がお金出したわけじゃないんですよ。ここにおるね、課長の皆さんがお金を出したわけじゃないんですよ。町民の皆さんが大切な税金を出してくださってるんです。人のお金だからね、勝手にね、何の計画もなしにお金を出す。そういうことが許されてね、いいという法律はどこにもない。そうでしょ。これで、まちなかが活性化できなかつたら、どうするんですか。だれがどう責任とるんで

すか。そうでしょ。これを審査してきた、じゃあ産業建設常任委員会がみんな責任とるんですか。議員として。そうじゃないでしょ。そんな問題じゃないんですよ。だれかが責任をとるとか、そういう問題じゃないんです。それが実現するかどうかは別として、しっかりと目標値を定め、着地点をしっかりと持っておかない限り、あいまいなお金の出し方をしていったら、非常に困るということなんです。そうでしょ。皆さんの大切な税金です。じゃあ、このまちなか活性化事業に参加された90何人の方がね、納めた税金は幾らですか。それも審査されましたか。自分たちの納めた税金をすべて使うと。それならそれでまだいいでしょ。じゃあ、私たちは福祉の享受も受けません。何も受けませんと言われるならね、いいですよ。違うでしょうが。税金はみんなのものです。納めた金額にかかわらず、高鍋町の住民がすべてあまねく享受できるものでないといけないというのが基本的な姿勢なんです。だからこそ、きのう一般質問の中でも地方公務員法を初め日本国憲法を言ったでしょ。何で、そういうことが地方公務員、私たちは地方公務員なんですよ。議員も含めて。委員会でしっかりと審査することが必要でしょうが。150万円のお金。私は150万円税金を納めてるわけじゃないから、物すごく神経をとがらせます。私が納めた税金が150万円あれば、いいですよ、どうぞ、勝手に使ってくださいって言えるかもしれない。言えない。そういうことなんですよ。だから委員会での審査というのは非常に重要な部分持ってるんです。そこをしっかりと計画書をいただき、資料提出を求め、計画書を検討し、そしてその中で不備なことがないか。例えば、議員から提案できるものがないか。本当に街中を活性化しよう、そういう気持ちがあったら、いっぱいその目的を、資料をいただいたその後に、いっぱい計画が膨らんでくると思うんです。それがね、委員会での審査だと思ってるんです。これもしたらいいんじゃないと。これもしたらいいんじゃないと。いろんな計画が膨らんできて、その中から精査して選んでいく。その作業を後からね、それは後追いする形でも構わないと思うけれども、そういったアイデアがひとつも示されないっていうのは、私、委員として何をやっているのか、高鍋町がこんな疲弊してきた町になっているの、指をくわえて見るのか、シャッター通りになってきたあの商店街の通りを本当に見過ごしていいのか、私、正直な話言うて、本当に皆がやる気があるなら1,000万円出したって2,000万円出したいと思うんですよ。だけど、何の計画も脈絡もないものに10円だって出たくない。また何かやりましょうじゃあね、やりたくない。1,000万円出しても1億2億の効果があるということがわかれば、町民の皆さんは理解していただける。150万円出しても1,500万円の効果があるというふうにわかれば、誰だっていいでしょうというふうに判断となると思うんです。私はそういうことなんですよ。だから、委員会ではどんな審査をしてきたかっていうことが非常に重要であるというふうに考えてるんです。だから、計画書の中に、今言われましたけれども、計画書をもらわれたのかどうか、その計画書の中でどういう審査を行ってきたのか、その内容をつぶさに報告していただけたらと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。13時から再開をします。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（後藤 隆夫） それでは、会議を再開をいたします。産業建設常任委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 事業概要の説明によりますと、町内の立花商店振興会、高鍋本町1番街商店会、中町名店会の3商店街が事業主体となって、元気な賑わいのあふれる高鍋の商店街の活性化を図り、新しい賑わいを作ることが目的であり、10月に協議会を設立し、12月にまちなか活性化シンポジウムを開催する予定となっております。（発言する者あり）

- 議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

- 文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 文教福祉常任委員会に付託された3議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は9月11日、14日、15日、16日の4日間です。

審査は、文教福祉常任委員全員で行いました。

審査場所は第4委員会室です。

関係課長、職員の出席を求め審査を行いました。

今回、本委員会に付託されたのは、認定第1号※平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正について、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分です。（「委員長、認定第1号は「20年度」ど」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。認定第1号は「平成20年度」です。訂正いたします。

認定第1号から審査を行いました。

最初に、健康福祉課関係です。福祉バスについて、公民館まで行くようになったのかという問いに対し、以前より近くの広場までは行くとの答弁がありました。また、シルバー人材センターについては、多くの質疑がありました。初めに、平均月収はと問われ、仕事の特殊性もありその内容により仕事を割り振りしているので出していないという答弁があり、これに対し委員より、仕事が偏らないようにしてほしいとの要望がありました。また、会社組織とか法人とかなるとい話があるがということに対し、以前から話はあるが決まっていない。また、監査はできるかという問いに対してはできるとの答弁がありました。

次に、町民生活課です。年金問題について相談件数はどれくらいかという問いに、2,640件あるとの答弁です。そして、この相談内容はカードで処理しているかと問われて、カードでは処理していないが記録には残しているとの答弁でした。

※後段に訂正あり

社会教育課関係です。最初に成果報告書をもっとくわしくという委員より意見があり、古文書はどのような利用があるかという問いに対し、大学の先生や歴史家の閲覧がある。また、これらの修復は後どれくらいかかるかに対し、後20年くらいかかるとの答えでした。

また、コミュニティー事業には大きな成果があることを委員から評価され、順番待ちをしているところはないかという問いに対し、本年は申請9件すべてをあげたとの答弁がありました。

また、図書購入費が減っているが、利用者のリクエストには答えられるのかという問いに、希望を取って選考し購入しているとの答弁です。

また、2人の社会指導員の役割は決まっているかという問いに、家庭教育と公民館教育であるとの答弁に対し、総合的に活動できたらよいのではとの提言がありました。

そしてまた、いろんな行事で日程が重なっているときがあるが、教育の分野でいろんな行事で日程が重なっているときがあるかと聞かれ、横の連携がとれてないことを反省する答弁でした。

教育総務課関係です。学校給食費の費目の中に嘱託職員がいるが、この職員が給食センターにいるのはという問いに、仕事は小中学校すべての給食の事務をしているためである、また、学校給食会による食材の縛りはないのかという問いに、基本的にはない、単なる納入業者のひとつであるとの答弁でした。

要保護と特別保護についての人数の推移を聞かれ、小中学校とも少なくなっているとの答弁がありました。

また、教育総務課の交際費について聞かれ、教育に功績のあった方へのお悔やみであるとの答弁です。

そして、小中学校の事業費の不要額が増えていることについて聞かれ、必要な予算を立ててはいるが、頭から20%の削減を求めた結果であるとの答弁がありました。

次に、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正については、質疑がありませんでした。

66号について、健康福祉課から、グループホームのスプリンクラーが平米あたり9,000円ですべて設置できるのかという問いに対し、半分にも満たない、残りは自己負担であり施設側の負担は大きいとの答弁がありました。

また、西小の放課後クラブの新設に伴い、管理者はどうするのかという問いに、公募中である、学校法人、社会法人、NPO法人などを考えているとの答弁がありました。

また、西都医師会病院の負担について聞かれ、町民が利用している応分の負担をせざるを得ない、行政が要請したことによる準公立ということで負担しているとの答弁でした。

そして、女性特有のがん検診は単年度かという質問に対し、単年度である、不公平感があり対応に苦慮しているとの答弁がありました。

社会教育課では、スポーツセンターの音響の部分修復で大丈夫かという問いに対し、チ

ューナーを修繕することで大丈夫との判断が出ているとの答弁があり、公民館は空調以外は大丈夫かという問いに、要求したがとりあえず緊急を要するところを行うとの答弁がありました。また、中央公民館の使用料が高いのではという問いに、使用料そのものは近隣と比べて高くない。空調を利用することにより高くなっているとの答弁でありました。

教育総務課関係では、問題を抱える子供の自立支援事業はどのような仕事かという問いに、2人の訪問指導員が不登校の子供の対応をするという答弁がありました。

すべての質疑が終わり、1議案ごとに採決いたしました。いずれも討論はなく、認定第1号は賛成多数で認定するものと決しました。

議案第62号は全員賛成で可決するものと決しました。

議案第66号は全員賛成で可決するべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 質問を、お尋ねしたいと思っておりますけれども、障害福祉費の相談支援事業委託、これが78万2,000円一般財源で計上されておりますけれども、いま説明聞いておりましたけれども報告がなかったように思いますが、この事業の内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、西小学校の放課後児童クラブ、これはいま事業者の募集をしようと、これ週報等に載ってございましたけれども、この内容、事業の内容。そして、児童数がどれくらいの人数を対象にやられるのかお尋ねしたいと思います。

それから、子育て応援特別手当交付事業費ですね、これは地域交付金ということで全額国・県の補助金でやられておりますけれども、この事業の内容について説明がなかったように受けとめておりますので、その事業の内容等についてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 申し訳ありません。最初の障害福祉のは、どこのページになるのか教えてください。（「21ページ、23ページ」と呼ぶ者あり）

り)——お答えいたします。障害福祉費の中の委託料、相談支援事業委託になっておりますが、精神障害者の方には5人で対応して訪問するというものであります。1回が1カウントとして、120カウントから400カウントを予定しております。

次に、西小放課後児童クラブについては、東小放課後クラブと同様なものというふうな説明がありました。人数に対して私は聞き漏らしたんですが、副委員長聞いていらっしゃいますか、後から答弁いたします。

子育て応援特別手当交付事業は、1回限りの国の国庫支出金による事業でありまして、3万6,000円を560人に支給するものであります。休憩を求めます。

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩をいたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開をいたします。文教福祉常任委員長。

○文教福祉常任委員会委員長(岩崎 信也君) 西小学校放課後児童クラブについては、対象者は多数ありますが、とりあえず20人から始めるという説明でありました。

○議長(後藤 隆夫) 6番、大庭隆昭議員。

○6番(大庭 隆昭君) 西小の学校の放課後児童クラブなんですけども、今お答えいただいたのは東小同様ということですので、東小同様と言われたけれども内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長(後藤 隆夫) 大庭隆昭議員に申し上げます。委員長報告に対する質疑は経過と結果を質疑ができます。よろしいでしょうか。(「内容を聞きよってもいいやろ」と呼ぶ者あり)経過と結果ということですので、よろしいでしょうか。

○6番(大庭 隆昭君) あもう、東小と同様って言われたからね、やからそれを、その内容はどうですかて聞きよるわけ。

○議長(後藤 隆夫) 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長(岩崎 信也君) 東小に放課後クラブがありますが、これは、社会福祉協議会が中心として行っております。小学生の1年生から3年生までを対象とした放課後児童クラブです。(「人数はわかりませんか」と呼ぶ者あり)東小は40人です。

○議長(後藤 隆夫) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第1号平成20年度高鍋町歳入歳出決算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

この決算には、私の提案いたしました乳幼児医療費助成、重度身体障害者医療費助成など弱者対策の費用、また、自らの消耗品使用など不要額を少しでも多くし、町民への福祉向上に努めながら、税金の徴収業務などへも積極的に取り組む姿勢は大いに評価できると考えております。また、職員は町民が訪れる庁舎内を気持ちよくすごすためのスペース作りや清掃など取り組んで、数年が経過いたしました。このことについて、住民は口に出してありがたいとは言わなくても、評価はしていると思います。

私は、9月議会の一般質問で人材育成を質問しました。公務員は奉仕者の立場で住民目線の仕事ができる環境づくりをする必要が町長にはあると考えます。自らが学び、人間性を高める研鑽を怠りなくすることが人材育成の第一番と考えます。人材は何物にも勝る財産です。人としてお互いを思いやる気持ちをしっかりと育成することが大切です。そのため、公務を大いに励まし、職員のやる気を大いに発揮させ、歯に衣を着せない率直な意見に真摯に耳を傾けることこそ肝要と考えます。この1年間で事務はしっかりとできたのでしょうか。また、住民に優しい窓口対応はできたのでしょうか。評価は分かれるところですが、私は評価できると考えております。

第4次行財政改革大綱で掲げられていた行政事務連絡員制度廃止については頓挫しました。その1,300万円の使い道については夢が広がったのですが、あっという間にしぼんでしまいました。町長も議会もこの財政危機に対して敏感になる必要があります。その財政危機を招いた原因が国策にあること、後年度で負担するからと各自治体に箱物や必要のない建造物をどんどん作らせ、そのつけを三位一体改革と称して地方自治体の交付税減額、補助金の一般財源化という打ち切りに等しいやり方、また、民営化を促進するという言い方で官僚天下りの仕組みを強く、遠く自治体まで波及している状態ではないでしょうか。

昨年度も申し上げましたけれども、東京の日の出町ではお年寄りの医療費、後期高齢者医療費分を町が負担することに踏み切りました。大きなショッピングモールの出店で多額の固定資産税が入ってくるからとの説明のようです。

昨年も指摘した成果報告書についての改善がなされなかったことは、非常に残念です。住民が支払った税金が住民に還元される、このことをわかりやすく説明するためにも、現在の成果報告書ではわかりにくいと考えます。高鍋町ではどうでしょうか。いたるところでミニ天下り的なところがあります。その問題に対して住民は、年金ももらっている元役場職員や教職員などの公務員は、採用を控えてほしいとの要望が出ています。町長も議員時代にそのようなことを問題視されていきました。しかし、実際町長になると、その言葉はどこかに置き忘れ、歴代町長のような町政運営をされております。そのひとつが美術館の運営です。運営の一時棚上げしたり、嘱託職員などのあり方を検討していただきたいと提

言を続けてまいりましたが、その実現は大変難しかったようです。一向に耳を貸していただけないことに私は本当に残念な思いをしております。

財政危機を乗り切るには、職員、議員、住民、一丸となって取り組む必要があるのではないのでしょうか。私自身もこの財政危機に一端の責任があると考えますが、その思いを込めて反対の討論といたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、各委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号財産の無償譲渡について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第63号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号財産の無償譲渡について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第64号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私は、当初この議案第66号には賛成の立場でありました。しかし、残念ながらまちなか活性化事業についてしっかりとした委員長報告もなく、計画も本当にできていない、そういう状況を見て私は反対したいと思います。

議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

私は、長年にわたって学校の教育設備については一般質問を行ない、要望を繰り返してまいりました。ようやく実現するその補正予算を反対しなければならないのは、断腸の思いでございます。私は、たった150万円と思われるかもしれませんが。そのために学校整備を投げ捨ててよいのかと言われるかもしれませんが。しかし私は、しっかりとした高鍋町の活性化策、やっていく必要があると考えるからこそ、あえて苦言を呈しなければならない、ここで反対をしなければならないと思っております。まちなか活性化事業、このことで今の商店街が本当に再生できるのでしょうか。

私は今までも何度も商店街の活性化についてはチャンスがあったと思います。そのチャンスを生かしきれなかった商店街の皆さんにも、この際私はしっかりと責任を取っていただきたいと思います。与えられたチャンスを最も有効に生かしていく、農業者の皆さん、そして商業者の皆さん、そして高鍋町で働いておられる皆さん、年金をもらって生活をされている皆さん、どれも皆高鍋町の住民です。

若者が職を失い本当に大変なとき、私は再三申し上げてきました。高鍋町の事業者を使って高鍋町の活性化を図っていただきたい、だからこそ学校を整備するときも防水工事を町外者に頼むのではなく、できるだけ町内の業者でしていただけるような基本設計を初め、政策をしっかりと作っていただきたいということを再三お願いをしてまいりました。そのことをしっかりと町長は踏まえながら、防水工事、どうしても防水工事でなければならないところ、屋根をつけてちゃんとできる仕事、区分けしていきながら、それこそ本当に私の言葉に耳を傾けていただけたと私は思っております。この予算が本当に評価できるものだとも確信を持っています。しかし、残念ながら委員会での審査の中で、まちなか活性化事業について、夢のあるような政策が示されなかったこと、そしてそのことが議員のもの

のになっていない、そのことを考えたときに、果たして高鍋町の商店街がこのまちなか再生事業で本当に再生できるのか、活性化事業が生かされていくのか、お金を本当にどぶに捨てるようなことにならないか、誰が一体その、もしだめになったときに、誰が一体責任を取るのか、最後のチャンスをいただきたいという商店街の皆さんの御意見もございました。しかし、今までチャンスは何回もありました。そのチャンスをしっかりとものにできなかった、そのことも私は合わせて反対の理由といたします。私は本当に断腸の思いで、この平成21年度高鍋町一般会計（第3号）に反対をいたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 只今、中村議員からこの商工振興費について厳しい御意見をいただきました。商店街が一生懸命頑張る姿を見て、この補助金は県のモデル第1号となっております。本年から3年間、4年後には高鍋の町が大きく活性化するものと、そういう期待を県が抱き、私たち町が受けてそれを商店街におろして、新しいまちづくりがきょうから始まるのだと思います。今まで、確かにチャンスを生かしきれなかった反省はありながら、新たなチャンスを与えることに何も異議を挟むものはないと考えます。（「ちゃんとと言わなきゃ。よって、賛成なのか反対なのかをちゃんと」と呼ぶ者あり）よって、賛成いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 認定第2号

日程第7. 認定第3号

日程第8. 認定第4号

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

日程第12. 認定第8号

日程第13. 認定第9号

○議長（後藤 隆夫） 日程第6、認定第2号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、日程第13、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、特別会計決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計決算審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 特別会計決算審査特別委員会に付託されました認定8件につきまして、審査の経過及び結果について報告いたします。

日程は、9月10日から11日の2日間であります。

第3会議室に置きまして、議長及び監査委員を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め審査を行いました。

まず、認定第2号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

予算執行に当たっては、税収入の確保、経費の節減、合理化と運営の効率化に努めた結果、歳入総額で1.1%の増、歳出総額で1.3%の減、歳入歳出額で44.9%の増となったとのことであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が20%の減であったが、これは、税率等の変更はなかったが75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行になったためであります。現年度一般分の収納率は93.32%となっております。また、退職医療制度の加入年齢が引き下げられたことにより、医療給付費交付金が59.1%の減となっているが、新たに創設された前期高齢者交付金が皆増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費は医療費の伸びなどにより3.5%の増、後期高齢者医療制度施行に伴い、後期高齢者支援金が皆増となっております。委員から一人当たりの医療費について県内ではどのくらいの順位なのかに対し、県内で21番目である、一人当たりの国民健康保険税について、県内ではどれ位の順位になるのかに対し、2番目であるという答弁がありました。一人当たりの医療費は安いのに、国民健康保険税は高いのかに対し、国の補助金に財政調整交付金があり、この交付金の交付方法は、それぞれの市町村の被保険者の所得に大きく左右されると思われる。所得が高いところには交付金が少なく、所得が低いところには多く交付される仕組みとなっているようだ、この件については、県内の税額格差を考慮し、算定方法を是正していただくように国や県に改善要望しているということでした。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。

老人保健制度は、平成20年3月に廃止され、新たに後期高齢者医療制度がスタートしております。新制度移行後も診療報酬等の請求が3年間認められているため、平成22年度までは精算事務が発生いたします。

歳入について、諸収入は第三者納付金および診療報酬の過誤請求分の返還金であったため74.3%の増額となっております。

歳出では、平成19年度医療分未交付について、支払基金、国及び県から追加交付があ

り、諸支出金として一般会計に返還するものであります。384.4%の増額となっております。

審査の結果、※賛成多数で認定すべきものと決しました。（発言する者あり）あ、済いません。訂正します。審査の結果、「賛成全員」ですね、全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成20年度は、管路延長961メートル、整備面積3.5ヘクタールで、新たに32世帯、215人が使用できるようになりました。総延長が41.6キロメートル、総整備面積が183.1ヘクタールで、整備率が78.6%となりました。

歳入の主なものは、受益者負担金、使用料、国庫補助金、一般会計繰入金等であります。

歳出の主なものは、浄化センターの施設管理委託費、工事請負費、水道管移設補償等であります。

委員より、1世帯当たりの平均的下水道使用料がいくらになっているかに対し、世帯によって使用数量が違うのではっきり言えないが、月使用料20トンとして想定した場合、2,350円程度になります。耐震診断の結果はどうなのかに対し、診断の結果、補修の必要な箇所がある。また、下水道使用料漏れの質疑があり、発生の原因から8月末の収納状況が報告されました。また、町長も特別委員会へ出席を求め、時効分については今議会で追加提案させていただく予定だが、時効分も完納できるよう努めていくとの答弁がございました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次は、認定第5号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の主なものは、新富町、木城町の負担金及び高鍋町の繰入金であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会の開催に伴う委員報酬及び事務嘱託職員1名分の報酬であります。審査会は毎週2回、年間97回開催し、1,742件の認定審査を行っております。

なお、総件数のうち高鍋町は975件、50%であったとのことです。

委員から、高鍋町、新富町の審査件数は増加しているのに、なぜ、木城町は減少しているのかに対し、介護認定者の死亡及び介護保険サービスを利用していない被保険者の未更新が主な原因であるとの回答がございました。

審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

認定第6号平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入の主なもののうち保険料が全体で、前年度に比べて0.2ポイントほど減少しているとのことでした。交付金のうち介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、21年度介護報酬改定の中に介護従事者の給与等のアップ分約3%が含まれており、それが介護

※後段に訂正あり

保険料を上昇させないようにするために交付されるものであるとの説明を受けました。

歳出について、保険給付費全体では、要介護認定者数の増加に比例して、前年度に比べ7.3%の増加となっております。また、基金積立金は準備積立金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てる旨の説明がありました。

委員から、介護保険事業運営における予防に重点を置くと説明があったが、数字上どのような成果があったのかに対し、事業を行った回数については示すことができるが、個々の介護度などの改善度合を示すのは難しい。検討していきたいとの回答がありました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算についてであります。

畑田土地区画整理事業は、事業完了後、平成18年度より清算金徴収を開始しており、20年度で3年となります。清算金、利子、延滞金、督促手数料の合計額は一般会計への繰出金となります。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

予算の執行に当たっては、保険者の宮崎県後期高齢者医療広域連合に連携を図りながら適正な運営に努めてきた結果、皆増となったとのことであります。

歳入の主なものとは保険料で、収納率は99.33%となっております。

諸収入で、宮崎県後期高齢者医療広域連合の受託事業収入として特定健康診査分が計上されております。

歳出の主なものとは広域連合納付金であるが、保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金及び療養給付費負担金に分けられております。

委員から、事務費繰入金の算定基礎はに対し、すべての歳出からすべての歳入を引いた残りの財源調整分である。

宮崎県後期高齢者医療連合の職員数はに対し、市町村からの派遣職員24名です。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

平成20年度決算では、675万8,108円の純利益を得ることができました。この純利益については、全額を減債積立金へ充当し、企業債の元金償還のための原資にするとの説明でした。

委員から、公用車の購入は環境に配慮したエコ車なのに対し、エコ車ではないと。

金属探知機を購入されているが使用用途はに対し、舗装等に埋まった仕切り弁等を探すのに使用。

以上、審査の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略をいたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第2号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第2号国民健康保険特別会計に反対の立場で討論を行います。

国保会計での弱点は、医療費を抑制したいと思っても医療技術の進歩で高度医療が受けられます。だからこそ医療費は上がるのではないのでしょうか。また、今回明らかにされた問題点では、高鍋町が健康づくりにどんなに努力しても財政力に応じた配分であるため、1人当たりの医療費が少ないにもかかわらず、国保税は宮崎県で2番目に高いことです。国は確かに宮崎県へは加配分を行っているのですが、県はこのような問題点にメスを入れるべきです。高鍋町は財政力からいうと一般会計から国保会計への繰り入れをもっと行うべきだということなのでしょう。これ以上の健康づくりもひょっとしたら限界に来ているかもしれませんが、何らかの手をしっかりと打つべきです。住民負担を少しでも軽減できる方向性を期待して、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成20年度高鍋町

老人保健特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第4号下水道事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

なぜ、事務ミスは起きるのでしょうか。人間のすることですので、確かに間違いは起きることはあります。入力の確認作業の手順は間違っていなかったのでしょうか。体制は十分だったのでしょうか。1人の職員に任せていなかったのか、などというふうに検証されてこられたのでしょうか。今回、追加提案で、町長と副町長の減給が提案される予定ですが、これもまたどうでしょうか。遡及できない金額は、また事務ミスだからと、利用者に支払いを拒否されたらどうするのでしょうか。また、今回の機構改革で水道事業と一緒にりましたが、この問題が解決するまで延ばせなかったのかなど、後から後から考えさせられることばかりです。一步前進ではなく、もとの場所に立っている状況では、住民目線での対応はできません。もっと、住民の目線に立った、立場に立った運営がなされることを希望して反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第4号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成20年度高鍋町

介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第6号介護保険特別会計に反対の立場で討論を行います。

介護保険法が改悪され、ますますお年寄りには弱い立場です。老後は安心して笑顔でという願いも無残に打ち砕かれました。軽度の障害を持ったお年寄りの家庭の方が、「介護認定を受けて要介護度2の判定を受けたが、使える内容が少ない」と相談がありました。先ほども申し上げましたけれども、東京都日ノ出町では近くにショッピングモールが出店し、その固定資産税などで潤うために、75歳以上の医療費無料化にしています。そのことは介護を必要とするお年寄りをつくらないし、訪問医療で安心して自宅で暮らせる地域づくりができるものだとおっしゃっています。

家事援助などは年をとれば必要なことです。介護の仕事をされている人気のある方が、「法律などでどんなに規制しても、私も年をとれば料理はしたくないし、汚れないからとお風呂も1週間に1回でと思いますよ。だからこそ、私は訪問した際に、煮炊きをするのはいけないかもしれないけど、しております」とおっしゃいました。「そんな悲しい出来事はありませんよ。いい仕事をするのにこそこそしなければいけない。こんな仕組みをだれがつくったんでしょうか」とおっしゃいました。

保険料は自治体ごとに違いますので、認定基準も内容も自治体でしっかりと管理すべきです。そして、働く人々にも福祉の内容をしっかりと伝え、何をすべきか、啓発する必要があると考えます。制度そのものは国の基準で変えようがないと言われるかもしれませんが、佐賀県では知事の判断で、宅老所に行っている人にも介護保険の適用を認めています。自治体も、家事援助なども、ケアプランなど、ケアマネージャーの判断でできるのではないのでしょうか。そういう問題点を提案して、反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから認定第6号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入

歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第7号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第8号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 認定第8号後期高齢者医療特別会計について、反対の立場で討論を行います。

この制度は、宮崎県広域連合で行われているものですが、なぜ、今までどおりの老人保健ではいけなかったのでしょうか。収入のないお年寄りからも、保険料を扶養者から取り、苦しめる。こんな制度は本当におかしいと考えます。確かに社会保険、共済などからの拠出金制度で事務的にも負担的にも大変かもしれませんが、この制度をつくることを提案したのは大企業です。社会保険の企業負担を減らしながら、国民負担や税負担を大きくしようとするたくらみでした。「羊は鳴かない程度に毛をむしる」とはよく言ったものです。しかし、毛を刈られる羊は鳴かない程度だったか、いつも毛を刈っていたために、鳴く元気どころか病気になるて死んでしまいましたと物語は続くのではないかと懸念しています。何が1番大事か。人の命です。人の命を大切にしない政治はやがて無残な結果になると思います。後期高齢者医療保険制度そのものに反対ですので、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで討論を終わります。

これから認定第8号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、認定第8号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。15分から再開をしたいと思います。

午後2時05分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは会議を再開をいたします。

----- . ----- . -----

日程第14. 議案第60号

日程第15. 議案第61号

日程第16. 議案第65号

日程第17. 議案第67号

日程第18. 議案第68号

日程第19. 議案第69号

日程第20. 議案第70号

日程第21. 議案第71号

○議長（後藤 隆夫） 日程第14、議案第60号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第21、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました8議案につきまして、審査の経過及び結果について、報告いたします。

日程は、9月10日から11日の2日間であります。第3会議室におきまして、議長を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め、審査を行いました。

まず、議案第60号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。今回の改正は国民健康保険の被保険者世帯の国民健康保険税について、その世帯の現年の所得が失業、廃業、休業、疾病、負傷を原因として、前年に比較して著しく減少した場合は減免できるという条文を追加する改正であります。

4月に政府与党が示した経済危機対策に、この減免の推進の記述があったことから、本町でもその導入の必要性を感じ、対応するため、郡内各町村と協議を進めながら、当町案をまとめたとのことをごぞいました。

その内容について、同時に改正する高鍋町国民健康保険税の減免に関する規則の概要とあわせて説明を受けました。

前年中の所得の合計金額が400万円以下の世帯で、現年の所得の合計金額の見積もりがその2分の1以下になるであろうと思われる世帯の国保税額のうち、その所得割額について段階ごとに8分の1、4分の1、2分の1、10分の10の減免をするものです。減免の申請があった時点以降の納期に係る所得割額を減免することとしていますが、21年度に限っては、現段階で既に納期が過ぎたものがあることから、特別にすべての年度分に対して減額を行うことにするということでもあります。

委員から、この減免は申請方式なのか、郡内自治体との減免内容の相違は、農業・営業経営者の所得変動を対象としないのはなぜか等の質疑に対し、法的減免ではなく、あくまでも申請減免であり、申請していただかないと対象とはならない。郡内では減免の条件事由の表現に多少違いがある。税額全体に対して減免するところと所得割だけのところ、21年度に限っての減免対象の納期をさかのぼらないところ等の相違はある。予測できない自体で職をなくした方等を対象にするという趣旨からずれてしまうし、営業、農業などの自営業の方に対しては、申告時や納税相談時に翌年度に課税する国保税の仕組みを理解していただき、日ごろからの担税力の強化をお願いしてきたこと等の答弁がありました。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

前回、6月定例議会において可決した高鍋町国民健康保険税条例の一部改正の条文中、施行期日がまだ来ていない部分に対し、今回の議案第60号で追加した条文に関係した内容の修正を加え、施行期日からの執行時に食い違いが発生しないように改正しておくものとの説明でした。

質疑はなく、審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてであります。今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産一時金を4万円増加し、39万円とするものであります。今回の改正は時限措置であり、本則についてはそのまま、附則に1条を加えるものであり、この改正に伴い出産にかかわる被保険者の経済的負担の軽減が図れるものであるとの説明

でした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主なものは、歳入では、高鍋町国民健康保険税条例一部改正に伴う国民健康保険税の減額、特定健康診査等事業に伴う国・県負担金の増額、介護報酬改定に伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金の増額。出産育児一時金分の一般会計繰入金金の増額及び財源調整に伴う繰越金を増額するものです。

委員から、この上乘せについては国が決めたことであるのに、なぜ、一般会計の一般財源を手出ししないといけないのかに対し、国は地方交付税で措置すると通知しているとの答弁がありました。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳出では、緊急に修繕が必要な放流量測定用電磁流量計等による需用費の増額等で、歳入では、平成20年度事業費の確定に伴う財源調整を行うものであります。

委員から、補修費の1件の金額が多いけど、見積もりは何社からとったのかに対し、町内業者1社からとった。機械関係は他の地域から見積もりをとったほうが安くなる場合があると思うがに対し、現在設置しているメーカーに問い合わせたが100万円ぐらい高かったとの答弁でした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は平成20年度の事業費確定に伴い繰越金が発生しましたので、各町負担金の減額調整を行うものです。

質疑はありませんでした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正の主なものは、歳入では、平成20年度事業費確定に伴う繰越金の増額、歳出の主なものは、繰越金を財源とした準備基金の積み立て、各種返還金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の増額であります。

委員から、介護従事者処遇改善臨時特例基金の額は幾らか、これで介護従事者の処遇が改善できるのか、保険料は増額にならないかとの質疑に、総額で1,089万7,000円となると、介護報酬が3%アップとなるので、それに見合う改善が図られるものとする。

これに伴う保険料の増額はないとの回答でありました。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の増減はありません。工事請負費を減額、備品購入費を増額し、組みかえるものです。

理由として、農林水産関係事業で行う畑かん事業については、一般的に水道メーターを使うことがなく、また水道事業に経験のある職員もいなく、平成20年度末に行った雑用水事業の制度設計の中で、給水管、メーター及びメーターボックスを一括した算定基準とし、1水洗ごとに積み上げて予算計上したものです。しかし、本年4月の人事異動において、水道事業経験者が配属され、再度調査し、一括購入し、請負業者に支給するほうが経費の節減ができるとの結論に達し、今回の補正予算に計上したとの説明がありました。

委員から、町が一括購入することで安くなると説明されたが、工事請負費と備品購入費の違いは当初からわかっていたのではないかに対し、工事費の中でメーター代を含めた発注で予算計上していたが、業者から町が一括購入することで見積もりをとったところ、約4分の1の価格となったため、備品購入費に組みかえる補正予算を計上いたしましたとの回答でした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略をいたします。

次に、議案第60号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第60号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第61号高鍋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第65号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第67号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第68号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、諮問第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第22、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の川村靖子氏が平成21年12月31日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては、再任でありますので略歴の説明を省略をいたします。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第1号を起立によって採決をいたします。本件は適任とすることに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定をいたしました。

日程第23. 議案第72号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第23、議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この条例の一部改正は、事務の不手際による平成8年度からの下水道使用料請求漏れがあった件について組織として責任をとるため、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、私の給料を10月から12月までの3カ月間10%減額し、副町長の給料を10月の1カ月10%減額するものでございます。

町民に行政不信を与えた責任は大きく、その責任を当然問われるべきであり、私及び副町長の責任を明確化するものでございます。請求漏れがあった皆さま方にはもとより、町民の皆さま方に多大な迷惑をおかけしましたことに深くおわび申し上げる次第でございます。今後はチェック体制の強化や事務処理、マニュアルの作成など、事務処理体制の確立と職員の意識改革を徹底し、適正な事務の遂行に努めてまいります。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） お手元の資料の新旧対照表のほうをご覧ください。

1 ページをお開きください。附則の7項の次に8項、9項を掲載するものでございます。8項でございますが、平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、3カ月間でございますが、町長の給料の額は第2条第2項の規定にかかわらず、第2条第2項は、下のほうにうたっておりますが、別表の給料月額のとおりでございます、の規定に支給されることとなる額から、その額の100分の10に相当する額を減じた額とするという形になります。ただ、12月までかかりますので、期末手当まで反映いたしますので、実質は5カ月分の10%減額という形になります。それから9項におきまして、これが副町長のほうになりますけど、平成21年10月1日から10月31日までの間1カ月間でございますが、※10分の10の減額をするものでございます。

以上でございます。——100分の10です。訂正方お願いします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これは町長から説明がありましたけれども、いわゆる下水道の未調定使用料ですね。これが226万8,000円発生しているわけですね。この金額ではとてもその金額に及ばない金額だというふうには私は解釈するんですね。だから、どう責任とるのかということは、金額をしっかりと埋めたから、私はそれで町長の責任が回避されるものではないとは確かに思いますけれども、少なくともそれに見合うだけの費用をしっかりとここで。さっき10分の10と言われたから、おっ、こりゃ書き間違いで、全額1カ月間取らんのかというふうにはちょっと思ったんですけども、やはりそれぐらいの気概を持ってやられるのであれば、ああ、町長と副町長で、この226万8,000円は払って行って、職員の分は、例えばどういう処分を下されるかわかりませんが、職員の分は不安を与えないんだなというふうには思うんですけども。

私がお聞きしたいのは、責任の所在ですね。そして、これだけで終わるのかということ。問題はその226万8,000円のみならず、すべてですね、どうするのか。あと残りの531万3,000円、残りの金額っちゅうのは別なんですけれども、このとにかく226万8,000円をどうやって調達していくのか。そこの計画もまるで見えてこない。下水道の委員会でも、町長お呼びして、しっかりと聞いたわけなんですけれども、その辺のところが見えない。そして職員に対する処分がこれでは全然見えてこない。そういうことを考えたときに、やはり、この提案をされるときに、できれば詳細説明をされるときじゃなくて、町長みずからが、提案理由の説明をするときにそこまでしっかりと報告言って提案していただくことが肝要かなというふうに思うんです。だから、あと職員に対しての処分はどうなるのかということがまず1点と、もう1つは、未調定使用料の分についてですね。これを全額保護できる。要するに、これが返していただける。何らかの形でそれをどうするかということ。高鍋町のところにちゃんと損害を与えないという状況をつくり出すにはどういった方法を今自分たちが考えているのか。そこの説明をしていただければと

※後段に訂正あり

思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お尋ねの職員の処分ということでございますので、それは適切に処分をいたしますので、御理解願いたいと思っております。

あとの金額につきましては、副町長より答弁いたします。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 遡及適用できない226万についてですが、この前の議員協議会のほうでも申し上げたとおりでございます。

損害を町に与えないために鋭意努力をしております。もちろん、関係者はもちろんなんですけど、既に退職された方、役職員を含めて、今随時お願いをいたしておきまして、それで100%入るのかと言われても、それはちょっと明言はできないんですが、100%損失が埋められるような事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 町長が職員の問題に関しては言及避けられましたけれども、なぜ避けられるんですか。やっぱり職員はもう本当に反省しているということで、下水道の特別委員会の中でも、本当に、私、かわいそうなくらい、職員も申しわけないという思いで頭を下げてる部分があるんですよね。だからその辺で、職員みずからが、やっぱりみずからが申し出るということもひょっとしたらあるかもしれませんけれども、これぐらいは、お互いに話し合ってるんだということの状況は報告していただいたほうが。何か今の報告を聞くと、職員には何の類も及ばないようなところになると、非常に私まずいんじゃないかなと思うんですよ。ただ、自分たちの減給処分だけを出していけば、あとは職員はいいんじゃないかということをおね、いうふうに思われると、非常に私、職員で頑張っている、226万8,000円をしっかりと、遡及できない部分についてはしっかりと確保しようと頑張っている職員が、職員のためにも、どういう方向で行くんだということを私はできればここでね、しっかりと説明していただけたらと思うんです。やっぱりそのことを説明しないとどんなに職員が頑張っても、やっぱりそこはね、受けるべきところは受けて、頑張るところは頑張るところを、私は町民にしっかりと示していく必要があると思うんです。そうでないと、私たちも外部にしっかりと見えた形でしていかないと評価もできないし、そういうところの叱咤激励もできないというふうに思っておりますので、もう一度答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 処分案といたしましては、戒告3、訓告が16ということで、その中で職員に対してもやはり遡及できない分の心ある方は寄附という形でも構わないということはお願ひはしておりますけど、強制ということ、今のところしておりません。今のような状態でございますので、職員と一丸となってですね、これを全額、満額になるような方向で対処していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 私も委員会の中で、そのことについてはお答えをしたと思うんですが、やはり全額を納入しないと、これ町民のお金ですからね。これね、当然。そのときの答弁を聞いてると、努力はしておるけれども、入らない部分もあるかもしれないといったような、私は答弁に思ってたんですよね。で、今聞いてみると、やはりそういうようなニュアンスのお答えしか返ってこないということですよ。だったら、お金が入ってこなかったものについてはどうするのかということは全く答弁がなされていない。対策はあるはずですよ、これ。それも答弁はされないということになればですね、当然、入らなかったときには、それでうやむやという形に私はなろうかというふうに思っておりますけども、何か対策はあるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えします。対策と申しますか、ひとまずはきょうの議会で私と町長のこの減額案を承認していただき、それだけではないんですが、今各それぞれ退職者、前任者、私の前任者等にも含めてお話をしております。きょう現在ですね、きょう現在、そのお金が入ってるかという、それが目に見えて入ってる、その分入ってない分もあるもんですから、お金が全額入った時点では、もう達成いたしましたちゅうのは皆さんにお知らせできますが、それが入るまでは、やはりその場口約束とか、そういうことで、じゃあ全額いただきますということが現時点で言えないというふうに御理解いただきたいというふうに思いますが。（「いや、だから、入らなかったときの想定しての対策がどうなのかということなんです」と呼ぶ者あり）あの……。

○議長（後藤 隆夫） いいです、いいです。続けて答弁をしてください。

○副町長（川野 文明君） 現時点では、入るということを前提に事務を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を起立によって採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数と認めます。したがって、議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 4. 議員派遣の件について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 4、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第 1 2 0 条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第 2 5. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 5、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第 2 6. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 6、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め時期定例会にかかわる諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第 2 7. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 2 7、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで会議を閉じます。

平成21年第3回高鍋町議会定例会を閉会をいたします。

午後2時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員